

## 期間入札のあらまし

### 公売に参加できる方

税務関係職員、滞納者及び法の規定により公売の参加を制限された方は、直接、間接を問わず入札に参加できません。これらに該当しない方はどなたでも入札に参加できます。

### 入札方法

入札は、公売保証金を納付の上、令和8年2月6日(金曜日)から令和8年2月18日(水曜日)までの間に、入札書を各売却区分番号に該当する区役所税務課に郵送又は持参の方法により行うことができます。

### 入札書等の請求

入札書その他必要書類等は、ホームページからダウンロードすることができます。

なお、入札を検討されている方は、必ず各売却区分番号に該当する区役所税務課までお電話いただきますようお願いいたします。

### 公売保証金の納付

入札に先立って、必ず公売保証金を令和8年2月18日(水曜日)午後5時までに各売却区分番号に該当する区役所税務課が指定する口座へ振り込んでください。振込先はお問い合わせいただいた際にお伝えします。

なお、入札の結果、その公売財産を買い受ける資格を得た方については、公売保証金を買受代金に充てさせていただきます。

買い受ける資格が得られなかった方については、公売終了後、公売保証金を振込の方法によりお返します（返還手続に3週間程度要します）。

### 暴力団員等に該当しない旨の陳述

不動産公売の入札に参加される方は、陳述書を作成の上、入札書と併せて提出してください。提出が確認できない場合は、入札に参加することができません。

宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合は、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを陳述書と併せて提出してください。

## 入札

入札は、所定の入札書により売却区分番号ごとに行います。入札書は入札書提出用封筒（内封筒）に封入の上、提出してください。

なお、代理人が入札される場合は、委任状を提出していただきます。また、2名以上の方が共同で入札される場合は、入札書（共同入札用）を使用し、あわせて、共同入札代表者の届出書を提出してください。

## 開札及び最高価申込者の決定

開札は令和8年2月24日(火曜日)午後2時に行います。開札への立ち会いは必須ではありませんので、会場までお越しいただく必要はありません。入札価額が見積価額以上で、かつ最高の価額である入札者に対して最高価申込者の決定を行います。

なお、最高の入札価額の方が複数いらっしゃる場合には、追加入札を行うことがあります。開札日時には、可能なかぎり電話連絡がとれるようにしてください。

## 代金の納付及び権利移転

最高価申込者となった方は、令和8年3月16日(月曜日)午前11時30分までに買受代金（公売保証金を除いた額）を一括して納付していただきます。

なお、権利移転の登記手続は、必要な費用を別途負担していただき、売却区分ごとに担当区役所が行います。

## 財産の引き渡し

買い受けた財産の前所有者あるいはその財産を使用している第三者などに、その不動産の明け渡しを求めるような場合は、買受人がその手続きを行うことになります。話し合いがつかないときは、民事訴訟によらなければならないこともあります。

## その他

現況有姿による引き渡しになります。また、公売財産にかくれた瑕疵があっても、横浜市は担保責任を負いません。

事情により、公売を中止する場合があります。入札の際に必ずご確認ください。

## 公売手続の詳細

公売手続の詳細については、不動産公売広報をご確認ください。